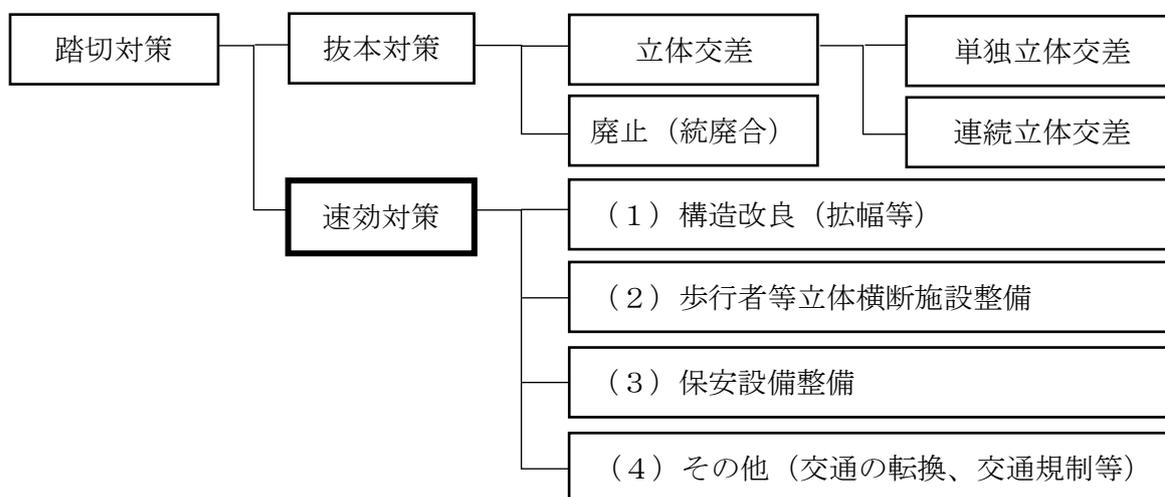


東武東上線連続立体化調査特別委員会請求資料 踏切の安全対策に関するメニューについて

1 踏切対策

踏切対策は、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的としており、対策方法については、下図に示すとおり、踏切自体の除却を行う「抜本対策」と、踏切の除却は行わず安全性の向上等を図る「速効対策」に大別される。



※参考：国土交通省資料

2 速攻対策の対策例

(1) 構造改良（拡幅等）

① 車道拡幅

踏切道の車道部分の拡幅を行う対策。

② 歩道設置・拡幅

踏切道に歩道部分を設置、もしくは、歩道を設置するための拡幅を行う対策。

③ カラー舗装

踏切道の自動車通行箇所と歩行者通行箇所を区分するための、カラー舗装を行う対策。

④ 道路形状の変更・整備

踏切道の勾配や線形の変更、歩行者の踏切待ちスペースの確保などを行う対策。

(2) 歩行者等立体横断施設整備

① 跨線橋

踏切道の近傍に跨線橋を設置する対策。

② 地下道

踏切道の近傍に地下道を設置する対策。

(3) 保安設備整備

① 踏切遮断機

踏切内に侵入しないように物理的に遮断する装置。遮断機に加えて遮断かん警告標、遮断かんさげベルト等を設置する対策。

[すべての踏切に整備済み]

② 踏切警報器

踏切道を通行する歩行者、自動車等に列車の接近を知らせる装置。踏切警報器に加えて、オーバーハング型警報機、全方向型閃光灯等の整備を行う対策。

[オーバーハング型警報機：第 15、22、30、49 号踏切等に整備済み]

[全方向型閃光灯：第 22、35、38、40 号踏切等に整備済み]

③ 踏切警報時間制御装置

踏切遮断機の作動時間を調整・制御する装置。踏切道を通過する列車種別に応じて踏切遮断機の作動地点を調整する対策。

[すべての踏切に整備済み]

④ 踏切支障報知装置

踏切道内に支障物がある場合に、列車に知らせ停止させる装置。押しボタン式、光線式、レーダー式などの支障装置を整備する対策。

[押しボタン式：すべての踏切に整備済み]

[光線式：第 9～49 号、58 号踏切に整備済み]

[レーダー式：第 59 号踏切に整備済み]

(4) その他（交通の転換、交通規制等）

① 交通転換

駅前広場（交通広場）や自転車駐車場、改札口等の施設が、駅の片側にしか整備されていないために、迂回して踏切を横断せざるを得ないものに対して、反対側にも整備を行い、迂回する必要の無いようにする対策。

② 迂回路設置

既設のラチ内の通路の自由通路化や駅舎の橋上化等駅施設の改良とあわせて自由通路の設置などを行い、迂回路を整備することで踏切の横断量を減らす対策。

③ 注意喚起・交通規制

時間による自動車の通行禁止や一方通行化などの交通規制を行う対策。また、ビラやパンフレット等による注意喚起、学校等での安全教室などを行うソフト対策。